

地域・市民協働による

子育て支援の充実を

〈厚生常任委員会現地調査報告〉

八女市子育て支援総合施設「やめっこ未来館」は、子育て親子の交流の場として本年6月1日の開館以来、市内外より現在、大人517人・子ども32人の計1149人の利用状況にある。

身体的負担を軽減する支援事業として、一時預かりや子育てを地域で相互援助するファミリー・サポート・センター事業が実施されている。

成に努めている。今後、市内の子育てサークルのネットワークづくりの強化や、子育て支援情報のマップ化にも取り組んでいく考えを示している。

事業内容は、市内の子育て支援施設や、やめっこ未来館の情報を記載した刊行物を発行し、市内保育所(園)・支所・図書館に配布している。

そのほか、市民参加による子育て事業を行うため、一時預かりサポーターや施設内ボランティアの育

また、保護者の心理的・

よる子育て事業を行うため、一時預かりサポーターや施設内ボランティアの育

調査を終えて

① 乳幼児の子育てに対する悩みや不安を解消する相談業務については、適切に対応するために保健師や専門機関との連携を密にし、専門性のある職員の配置を行う必要がある。

② やめっこ未来館を拠点として、市内全域に対する子育て支援の充実をさらに図っていくべきである。



請願・陳情って何？

市政について要望などがあるときは、どなたでも市議会に対して請願・陳情を行うことができます。

請願の場合は、議員の紹介が必要になります。陳情の場合は、議員の紹介は必要ありません。

請願は、委員会で内容を慎重に審査し、本会議で採択・不採択の結論が出た後、その結果を請願者に文書にてお知らせします。陳情は、委員会に送付しますが、採択・不採択の結論は出しません。

請願・陳情は所定の要件が整っていれば、いつでも受理します。定例会初日(開会日)の午後5時までに受理した請願・陳情は、その定例会において審査されます。なお、それ以降に受理したものについては次の定例会で審査することになります。また、郵送での陳情については委員会へ送付いたしません。

〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)

〇〇年〇〇月〇〇日

請願(陳情)者 住所
氏名(代表者) 印
電話番号

八女市議会議長 様

1 要旨 紹介議員(請願のみ)氏名 印

2 理由

〈請願・陳情は次の要領で提出をお願いします。〉

○請願・陳情書は、左記の様式により、要旨、提出年月日、住所、氏名(法人又は団体が請願・陳情者である場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、議長あてに提出してください。

○複数の場合は、その代表者を定め、代表者の後に「ほか〇〇名」と記載し、最後に提出者全員の住所、氏名を記載し、押印をしてください。

○請願書については、1人以上の紹介議員の署名押印を受けてください。

○道路及び水路等の改修、拡幅等の請願については、事前に担当課と相談をし、必要な地図、参考資料、地権者の同意等の資料を添付してください。

※詳しくは議会事務局へお問い合わせください(TEL0943-23-4922)